

井戸水を使用する皆さまへ

きれいな水を安心して飲むために!!

埼玉県のパ野部は井戸水の豊富な地域です。しかしながら、最近はトリクロロエチレン等の化学物質や汚水の地下浸透による汚染が見受けられますので、どこでも安心して飲めるわけではありません。

井戸水の衛生管理のポイント 4 カ条

正しい井戸の管理をするために、次の4カ条を厳守してください。

① 水質検査を受けましょう

定期的（1年に1回）に水質検査を受けましょう。
水質検査は、最寄りの保健所で受け付けています。



② 井戸の回りの点検をしましょう

井戸の回りに、水を汚染するような雑排水の浸透ますや汲み取り式のトイレ等はありませんか。
また、井戸には柵をして、必ず鍵をかけ、いたづらをされないようにしましょう。

③ 水は消毒してから飲みましょう

きれいに見える井戸水も、食中毒や感染症を起こす目にみえない病原菌が含まれていることもあり、注意が必要です。
飲用するときには消毒設備を付け、消毒の効果を確認しましょう。



④ おかしいと思ったら、すぐに保健所へ

水に異常があったときは、飲むのをやめて、すぐに保健所へ相談してください。

水道が通っている地域にお住まいの皆さまへ

水道の給水区域にお住まいの皆さまは、水道水を利用するようにしましょう。

水道の給水区域にお住まいの場合、申込みをすれば水道から給水が受けられるようになっています。
水道事業者は、定期的に水質検査を実施して安全を確認し、皆さまの家庭まで責任を持って、水質基準に適合した水を送っています。

水道のお申込みにつきましては、お住まいの市町村にお尋ねください。

井戸水を使用している方は、正しい管理をしてください。



彩の国
埼玉県

埼玉県保健医療部生活衛生課



埼玉県マスコット「コバトン」

主な水質の基準及び検査について

- ・各保健所では、井戸の所有者が井戸水の衛生状態を定期的に把握するために必要な次の13項目の検査を受け付けています。
また、有機溶剤の汚染に係るトリクロロエチレン等3項目の検査も受け付けています。
- ・水質検査の受付日及び時間帯につきましては、各保健所にお問い合わせください。
○埼玉県保健所一覧：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/hokenjo/index.html#hokenjo_renrakusakiitiran
- ・水道水の場合は、水道法で水質基準が定められています。井戸水の場合も飲用使用を開始するときは、「飲用井戸等衛生対策要領（国土交通省・環境省通知）」により、水質基準に適合していることが必要です。
- ・水質基準全項目や保健所で受け付けできない項目の検査につきましては、国土交通省・環境省の登録を受けた民間の検査機関にお問い合わせください。
○国土交通省・環境省登録検査機関：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/suidou/s21.html>

●保健所で検査を受け付ける13項目

No.	項目名	基準値	解説
1	一般細菌	100個/ℓ以下	一般細菌が多い水は、汚水等に汚染された可能性があります。
2	大腸菌	検出されないこと	大腸菌のすべてに病原性があるわけではありませんが、検出された場合には、糞便による汚染を受けたことが考えられます。
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	生活排水、下水、肥料などに含まれる有機性窒素化合物が、分解されてつくられます。
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	多量に含む水を飲むと、乳児では※メトヘモグロビン血症を起こした事例が報告されています。
5	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	し尿や下水等の影響を受けると塩化物イオンは高くなります。
6	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/ℓ以下	し尿や下水、工場排水等の汚水が混じると高くなります。
7	pH値	5.8～8.6	特にpH値が低い場合は、管等がさびやすくなります。
8	味	異常でないこと	下水や油、薬品の味や臭いがしたら要注意です。
9	臭気		
10	色度	5度以下	水の色は、溶け込んでいる金属等によってつくことがあります。 赤い水ー配管のさびや鉄分が多い 黒い水ー地下水にマンガンが多い 白い水ー小さい空気の泡、配管からの亜鉛の溶出 青い水ー配管からの銅の溶出
11	濁度	2度以下	濁りの原因は、主に土砂によるものですが、種々の排水の混入などによる場合もあります。
12	残留塩素	0.1mg/ℓ以上	水質基準ではありませんが、消毒の効果を確認するものです。
13	アンモニア態窒素	—	水質基準ではありませんが、検出された場合は、し尿等による汚染の疑いがあります。

※「メトヘモグロビン血症」とは、血液中で酸素を運ぶヘモグロビンが酸化され、体中の酸素の供給が少なくなるためにチアノーゼ（皮膚や粘膜が暗紫色となる症状）を起こす疾患。

埼玉県自家用水道条例について

地下水等を利用して一定数以上の人に給水する施設には、「埼玉県自家用水道条例」が適用されます。

【条例のあらまし】

(適用人数) 50人以上又は10世帯以上。

(設置者の義務)

- (1)確認申請 施設を設置する前に、保健所等（保健所又は権限を委譲した市町村担当課）へ確認申請すること。
- (2)水質検査 年2回以上、水質検査を受けること。（検査項目は保健所等にお問い合わせください。）
- (3)施設の管理 次亜塩素酸ナトリウム等で消毒を行うこと。人畜が入らないように、柵等を設けること。

※保健所等の連絡先：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/suidou/hc-2009.html>

お問合せ先

埼玉県保健医療部生活衛生課 ☎048-830-3616